

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月23日

松江市長 様

提出者



住所 広島市南区京橋町1番23号

氏名 株式会社錢高組広島支店

理事支店長 小柳 聰

電話番号 082-568-5265

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	錢高組広島支店
事業場の所在地	広島市南区京橋町1番23号
計画期間	2023.4.1~2024.3.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	2022年度建設工事元請完成工事高3,271百万円（広島支店）
③従業員数	2023年度4月1日現在 56名（広島支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（ 年度）実績】 別紙1のとおり	
産業廃棄物の種類	
排出量	t t
(これまでに実施した取組)	
作業所ごとに建設副産物管理計画書を作成し、月次で達成状況を管理し発生抑制に努めている。また、分別回収によりリサイクル率の向上と、産業廃棄物の最終処分場への搬出抑制を行っている。	
【目標】 別紙1のとおり	
産業廃棄物の種類	
排出量	t t
(今後実施する予定の取組)	
(目標)建設廃棄物の原単位の削減(施工高1億円当たりの廃棄物量) 土木:6.4t/億円、建築:10.2t/億円、到達目標:9.4t/億円	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生量を抑制する工法を採用し、計画書に反映させ実施する。 ・梱包材・残材料の減量化・再利用等発生抑制をする。 ・廃棄物の減量化、リサイクル率の向上等の指導教育を実施し、環境負荷低減に努める 	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての建設廃棄物を分別回収するよう指導している。なお、分別収集する場所が確保出来ない作業所は、特定建設資材と他品目1種目を最低分別品目に定め回収している。 請負金額4億円以上の工事については、ゼロエミッションに取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (目標)廃棄物のリサイクル率の向上 全体目標98.5% <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木くず)100%再資源化 ・産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底 ・混合廃棄物量の削減

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 別紙1のとおり	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)	実施していません。	
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		今後も実施する予定はありません。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 別紙1のとおり	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		実施していません。	
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		今後も実施する予定はありません。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 別紙1のとおり	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)		実施していません。	
②計画		【目標】 別紙1のとおり	
産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)		今後も実施する予定はありません。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 別紙1のとおり	
①現状		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)		<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト(EDIシステム接続登録業者イーリバースドットコム)取扱可能業者を極力選定し、リスク管理の徹底と効率化を図っている。 ・委託契約時に許可書の写し、許可車両番号、処分先までの運搬経路の確認をする。 ・建設リサイクル法、廃棄物処理法の、適正処理を徹底するため、建設副産物委託契約書及び建設副産物管理計画書を工事部、安全環境課でチェックし、特に処理業者の処理能力について、適正処理が出来るか確認している。 ・排出事業者の責務として、委託契約時に中間処理場・処分場に行き状況を確認する。 	

②計画	【目標】	別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・排出時には中間処理場まで適時追跡調査を実施して、その処理を確認する。 ・紙マニフェストを使用する場合は、記載内容不備がないよう発行し、B2票・D票・E票の完全回収を行う。		

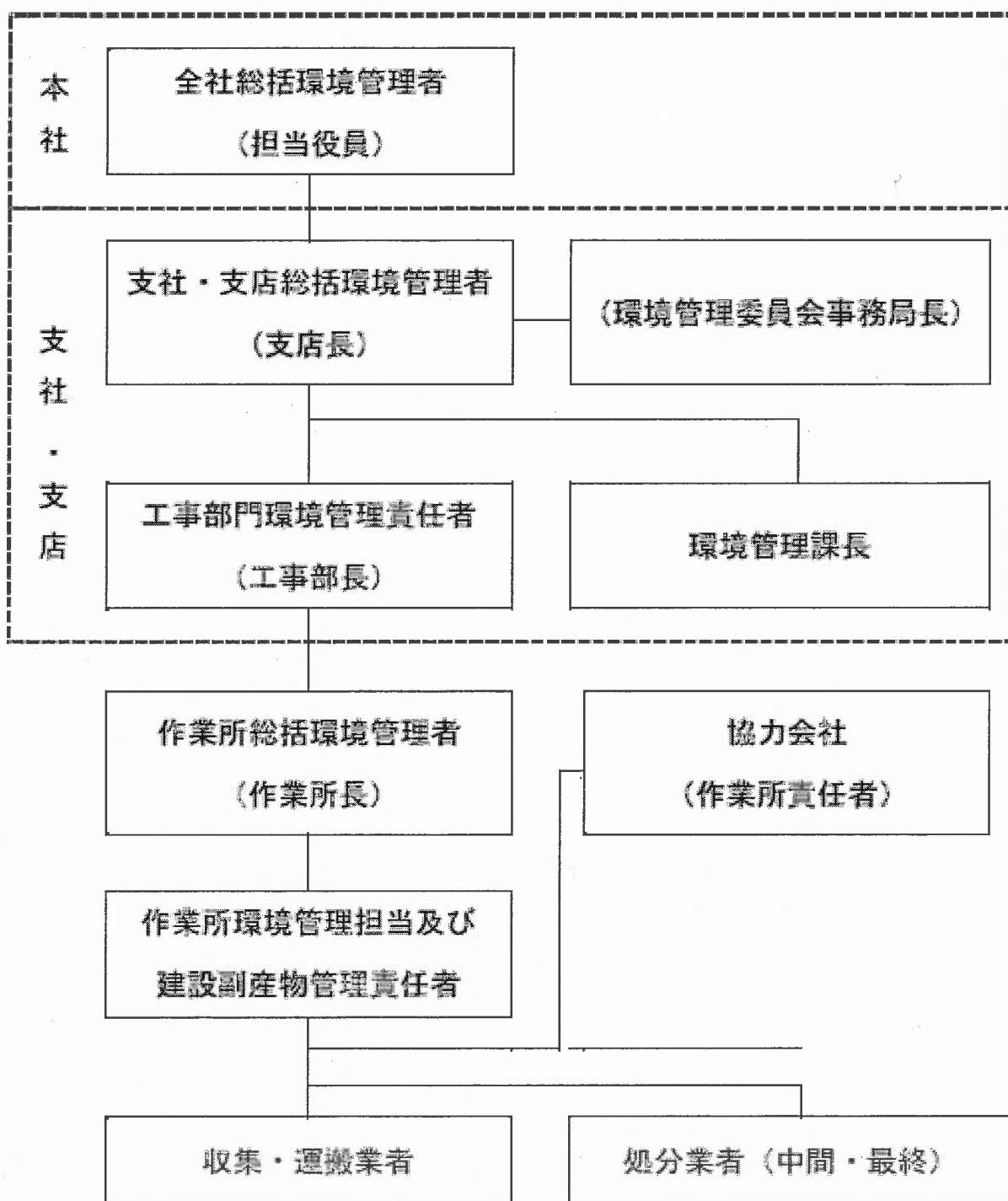
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

「引紙」
産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書

現状: 前年度(令和4年度)
計画: 今年度(令和5年度)
実績: 量

環境管理機構図



当該事業場において行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

